

最新情報をお伝えします

# 新型コロナウイルス ワクチン接種

市ワクチンコールセンター ☎0570(022)599  
午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日も対応。年末年始を除く)

## 3回目ワクチン接種を検討

新型コロナウイルスの3回目の接種について、国が実施を検討しています。現時点では、2回目の接種を4月までに完了した医療従事者などに案内します。

市民への接種については、今後、国の動向に合わせて実施を計画します。原則、2回目の接種から8カ月以上の間隔を空けて接種を行う予定です。希望する人全員が接種できる体制を整えるので、安心して下さい。詳しくは、広報誌や市ホームページなどお知らせします。

また、2回目までの接種を希望する12歳以上の人の予約は、随時受け付けています。接種は、金・土曜日の午後12時から15時30分までです。

集団接種会場(総合体育館)で実施しています。

## 接種済証明について

ワクチン接種時に渡した予防接種済証(臨時)と新型コロナウイルスワクチン接種記録書は、接種履歴を証明するものです。国内で接種したことを証明する必要がある場合は、同接種済証か同記録書を提示してください。

なお、紛失した場合は、市役所5階の市新型コロナウイルスワクチン接種対策事務局で再発行できます。

また、海外渡航の際に、ワクチンパスポートが必要な場合は、同事務局で発行します。詳しくは、市ホームページ(右下の2次元コードからアクセス可)で確認してください。

するか、同事務局 ☎072(740)1270に問い合わせてください。

## 転入した人は申請が必要

ワクチン接種を2回終えてから川西市へ転入した人は、接種記録がありませんので転入後、手続きが必要です。申請書(市ホームページへ左の2次元コードからアクセス可)からダウンロード可)に必要事項を書き、〒666-8501・新型コロナウイルスワクチン接種対策事務局へ郵送してください。申請書がダウンロードできない場合は、市ワクチンコールセンター ☎0570(022)599へ。



気軽に相談してください

# 高齢者本人だけでなく 支える家族介護者もサポート

中央地域包括支援センター ☎072(755)7581

## 介護と仕事の両立の難しさ

2年4月に実施した市在宅介護実態調査で、介護者の1割以上が介護のために退職・転職したことが明らかになりました。働きながら介護を続けている人のうち、約2割の人が仕事と介護の両立が難しいと感じています。また、約3割の介護者が、認知症の対応について不安を感じていることも分かりました。

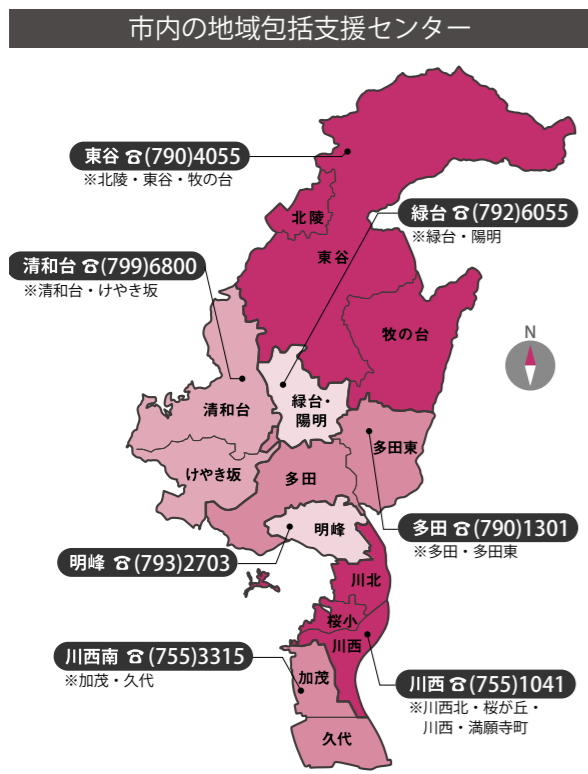
## 一人で抱え込まず相談を

地域包括支援センターでは、高齢者本人だけでなく、家族介護者も支援しています。高齢者の介護や認知症を知ってもらうための啓発活動、訪問による介護の相談や助言など、高齢者に関するさ

さまざまな困りごとに対して支援を行っています。

また、同じ立場で情報交換ができる家族介護者の会の案内も行っています。当事者だからこそ分かり合えることが

あります。介護に対する不安は、一人で抱え込まずに近くの地域包括支援センターへ相談してください。詳しくは中央地域包括支援センター ☎(755)7581へ。



所得などの条件を満たす人に医療費の一部を助成

## 福祉医療受給資格の申請を随時受け付け

問い合わせ 医療助成・年金課 ☎072(740)1108

### 助成を受けるには申請をしてください

各種健康保険の加入者(被保険者や扶養家族)で、中学3年生までの子どもや65歳以上70歳未満の人、障がい者、母(父)子家庭の人に医療費の一部を助成しています(未就学児を除き所得制限あり)。

対象となる人で、まだ手続きをしていない場合は、市役所1階の医療助成・年金課で申請してください。

### 中程度の障がい者の医療費助成について

非課税世帯で、本人と配偶者、扶養義務者の年収入を加えた所得が80万円以下の人に、入院医療費と通院医療費について自己負担額の3分の1を助成しています。

対象の要件は、3級身体障害者手帳かB1判定の療育手帳、2級精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持ち、所得制限内であることです。

ただし、70～74歳の人と後期高齢者医療制度加入者は、通院医療費の助成は対象外です。

### 子どもの医療費助成について

7月の診療分から、通院医療費の本人負担が無料になりました。対象者には、子ども医療への切り替え案内を5月中旬に送付済みです。

詳しくは市ホームページ(右の2次元コードからアクセス可)へ。

市ホームページはこちら



利用施設に給付対象となるか確認を

## 幼児教育類似施設の利用料が一部給付の対象に

問い合わせ こども支援課 ☎072(740)1175

幼児教育類似施設に通う子どもの利用料の一部を給付します。上限は子ども1人当たり月額2万円です。

対象となる施設は、「森のようちえん」などの自然保育活動を行う施設や、各種学校などです。市外の施設も、川西市民が利用していれば対象となる場合があります。

詳しくは、市ホームページ(右下の2次元コードからアクセス可)へ。

### まずは施設事業者の申請が必要

利用者が給付を受けるためには、施設事業者が市の基準を満たし、対象施設として事前に市から決定を受ける必要があります。施設事業者から申請があった後に、市が審査を行い決定します。

その後、市から利用者へ給付手続きを案内しますので、届いたら申請してください。

また、利用者も施設に給付対象となるかを確認してください。

### 対象となる子ども

- ①～③を全て満たす子ども。  
①幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上で小学校就学前②対象施設をおおむね1日4時間以上8時間未満で、週5日以上、年間39週以上利用している③企業主導型保育施設を利用していない。

市ホームページはこちら

